

表2 【利用者の状態像の判断基準】

<p>(Ⅰ) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1（告示第31号のイ）の状態像に該当する者 例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象</p>
<p>(Ⅱ) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1（告示第31号のイ）の状態像に該当することが確実に見込まれる者 例：がん末期の急速な状態悪化</p>
<p>(Ⅲ) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1（告示第31号のイ）の状態像に該当すると判断できる者 例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾病による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避</p>

次の①～③の条件を満たすことで、例外的に福祉用具の算定が可能です。

- ① 医師の医学的な所見に基づき、表2の（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかに当てはまると判断されている。
- ② サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると判断されている。
- ③ 上記①②について市町村が確認している。